下記の財産について、一般競争入札による売払いを行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の規定に基づき公告する。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 入札により売払う財産の表示

以下のすべてを同時に売払うものとする。

対象財産	地目	床面積	敷地権割合	土地公簿面積	予定価格
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の83 コープ野村大塚303号室	居宅	54. 69 m²	10万分の777	2, 717. 59 m²	209, 715, 000円
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の84 コープ野村大塚304号室	居宅	54. 69 m²	10万分の777		
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の85 コープ野村大塚503号室	居宅	54. 69 m²	10万分の777		
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の86 コープ野村大塚504号室	居宅	54. 69 m²	10万分の777		
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の87コープ野村大塚703号室	居宅	54. 69 m²	10万分の777		
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の88 コープ野村大塚704号室	居宅	54. 69 m²	10万分の777		
豊島区西巣鴨一丁目2603番1の89 コープ野村大塚707号室	居宅	60. 20 m²	10万分の868		

#### (注)・本物件は敷地権の売却となる。

・予定価格には、敷地権に係る消費税及び地方消費税の額19,065,000円を含む。 予定価格から敷地権に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額(190,650,000円)未満での入 札は無効とする。

# 2 入札参加資格者

次のいずれかに該当しない者とする。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人 その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益 を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のアからキのいずれかに該当する者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団 又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 入札により売払う財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第123号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (6) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- 3 一般競争入札による県有地の売払い応募要領の配布期間及び配布場所
  - (1) 令和7年9月9日(火)から令和7年10月1日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9 時から午後5時まで
  - (2) 配布場所

静岡県のホームページ

URL: (https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040981/1001827/1076839.html)

- 4 入札参加申込書の受付期間、受付場所等
  - (1) 受付期間

令和7年9月9日(火)から令和7年10月1日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

静岡県企画部東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階

電話番号:03-5212-9035

(3) その他

入札参加申込書は、郵送又は持参により提出すること(電送による受付は行わない。)。なお、郵送に

よる申込みの場合は、書留郵便にて上記受付期間内に上記受付場所に到着すること。

#### 5 内覧会

入札財産の所在地において、令和7年9月11日(木)及び令和7年9月16日(火)の2日間にわたり内 覧会を開催する。

#### 6 入札手続等

(1) 入札執行の日時

令和7年10月9日(木)午前10時00分

(2) 入札場所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館4階 405会議室

(3) 入札方法

総価による。入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。入札書に記載された 金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係 る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額 を入札書に記載すること。

## (4) 入札保証金

## ア 納付方法

入札参加者は、入札執行前に下記金額を入札保証金として県が発行する納入通知書により、金融機 関等で納付しなければならない。

#### イ 入札保証金額

2,098,000円

(5) 入札の無効

静岡県財務規則第44条及び一般競争入札による県有地の売払い応募要領に記載された入札無効事由に 該当する入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格以上、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最 高金額の入札者が2名以上ある場合は、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定 する。

(7) 契約方法

落札者は、県が定めた売買契約書により、県が定めた日までに、契約を締結しなければならない。

(8) 契約保証金

落札者は、売買契約締結時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納めなくてはならない。

#### 7 用途の制限

落札者は、買い受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規

制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

## 8 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ③ 入札及び契約手続等に関する照会窓口は、静岡県東京事務所(電話番号03-5212-9035)とする。
- (4) 物件に関する照会窓口は、物件調書作成者である、住友不動産ステップ株式会社法人第二営業部(電話番号050-3112-0242)とする。
- (5) 本契約は仮契約であって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年静岡県条例第18条)による静岡県議会の議決を経た時に本契約が成立したものとする。